

# 滋賀県被災建築物応急危険度判定士 登録認定講習会のご案内

主催 滋賀県

開催日時 第1回 令和4年8月23日(火) 第2回 令和4年8月29日(月)

どちらも 13:30~17:00(受付開始 13:00~)

会場 滋賀県建設会館 4階大会議室 大津市におの浜 1-1-18 (各回定員 50名)

※第1回、第2回ともに同じ会場です。

※会場周辺の地図は裏面をご覧ください。

受講資格 ・住所が勤務先が滋賀県内の一級・二級・木造建築士免許取得者

または行政関係職員(行政関係職員は、2年以上の建築行政実務者に限る)

(新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として受講者数を制限するため、更新希望者の

受講はご遠慮ください。なお、受講しなくても更新は可能です。)

受講料 無料

## 【注意事項】

**※更新対象者および有効期限内の方は受講いただけません。**

※会場へは、公共交通機関でお越しください。会場には駐車場はありません。(周辺には琵琶湖ホール駐車場等の有料駐車のみとなっております。)

※当日は、筆記具を必ずご持参ください。

※講習会当日に**新規登録申請いただける方**は、滋賀県HPの被災建築物応急危険度判定のページより、「新規認定申請書」をダウンロードして必要事項を記入の上、講習会当日に持参ください。

申請書のダウンロードは、下記URLからアクセスするか、「滋賀県 応急危険度判定士」と検索してください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/zyuutaku/324118.html>

## 滋賀県被災建築物応急危険度判定士 登録認定講習会 受講申込書

ふりがな 氏名		受講資格	・建築士免許(一級・二級・木造) 建築士番号( ) ※↑二級・木造は登録県も記載下さい。 ・2年以上の建築行政に関する実務の経験を有する者
自宅住所	〒		
自宅電話番号		携帯番号	
勤務先		勤務先の電話番号	
勤務先住所	〒		
参加希望日 ※希望日にし点	<input type="checkbox"/> 令和4年8月23日(火)	<input type="checkbox"/> 令和4年8月29日(月)	
CPD番号(ある方のみ記入)			

※FAXまたはメールにて下記の滋賀県建築士会事務局まで送付頂きますようお願い致します。

※受講申込期限は設けていませんが、準備等の都合上、できる限り**8月10日(水)**までにお申し込みください。

※受講受付をした方には、後日受講通知を郵送致しますので、講習会当日にご持参ください。

お問い合わせ先(業務委託先) 公益社団法人滋賀県建築士会 事務局

〒520-0801 滋賀県大津市におの浜 1-1-18 建設会館3階

FAX : 077-523-1602

Eメール: [shiga-sa@mx.bw.dream.jp](mailto:shiga-sa@mx.bw.dream.jp)

# 被災建築物応急危険度判定とは

大地震により被災した建築物を調査し、その後に発生する余震などによる倒壊の危険性や外壁・窓ガラスの落下等の危険性を判定することにより、人命にかかわる二次的災害を防止することを目的としています。

## 応急危険度判定士とは

地震発生時に被災建築物応急危険度判定業務を行っていただけるよう、県が開催する養成講習会を受講し、登録された方を言います。  
講習会を受講するには以下の要件をすべて満たす必要があります。

1. 滋賀県内に在住または在勤の方
2. 建築士(一級・二級・木造)資格をお持ちの方。  
または、2年以上の建築行政に関する実務経験を有する方



被災した建物の判定活動

## 被災建築物応急危険度判定士の養成

滋賀県被災建築物応急危険度判定士養成講習会の開催

### ○県内の応急危険度判定士数

1,113名 (R4.4.1時点)

### ○近年の判定士派遣実績

大阪府北部地震 (H30): 20名

熊本地震 (H28): 24名

新潟中越沖地震 (H19): 12名

新潟中越地震 (H16): 12名



講習会の様子(H30年度開催)

### (参考)

滋賀県被災建築物応急危険度判定士を雇用する企業に対する入札参加時のインセンティブの付与について

県土木交通部建築課発注の建築一式工事において、滋賀県被災建築物応急危険度判定士を雇用する事業者に対して総合評価方式による入札時に評価点の加点を実施しております。

※詳しくは県土木交通部監理課 HP「総合評価方式運用ガイドライン(工事)」をご確認ください。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/gizyutsu/324292.html>

### ○評価の内容

2名以上の判定士の雇用が確認できる企業に対し、技術評価点の加点を実施

滋賀県土木交通部建築課建築指導室  
住まいの安全対策係  
TEL:077-528-4262